

議案第68号

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月 1日 提出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
68号	1

## 提案理由（議案第68号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部が改正されることから、本条例の運用が適正なものとなるよう、該当する引用条項の文言の整理を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
68号	2

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

68号	議案
3	頁数